

2026（R8）年税制改正（通勤手当の非課税限度額改）

2026（R8）年度の税制改正により、マイカー通勤に係る通勤手当の非課税限度額の引上げや、一定の駐車場等料金の非課税限度額の新設が行われました。併せて「通勤手当の非課税限度額の改正に関するQ&A」が公表されました。今回はその内容を紹介します。

改正後の非課税限度額

改正の行われた通勤手当の非課税限度額は次の表のとおりになります。（適用 2026（R8）年 4 月 1 日～）
※変更のある部分を抜粋して作成しています。

区分	課税されない金額	
	改正後 (2026(R8)/4/1以降)	改正前
(A) 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当 	通勤距離の区分	
	片道 2km 未満	(全額課税)
	片道 2km 以上 10km 未満	4,200 円
	片道 10km 以上 15km 未満	7,300 円
	片道 15km 以上 25km 未満	13,500 円
	片道 25km 以上 35km 未満	19,700 円
	片道 35km 以上 45km 未満	25,900 円
	片道 45km 以上 55km 未満	32,300 円
	片道 55km 以上 65km 未満	38,700 円
	片道 65km 以上 75km 未満	45,700 円
	片道 75km 以上 85km 未満	52,700 円
片道 85km 以上 95km 未満	59,600 円	
片道 95km 以上	66,400 円	
(B) 自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（通勤距離が片道 2km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当	(A) の金額と 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）との合計額	— 2026(R8)年改正新設
(C) 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道 2km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額と (A) の金額と 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）との合計額（最高限度 150,000 円）	— 2026(R8)年改正新設

改正項目（上記オレンジ色項目）

- ・通勤距離が片道 65 km 以上の人の非課税限度額を引上げ
- ・一定の要件を満たす駐車場等を利用する人に駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円/月）を新設

適用に際しての注意点

駐車場等の契約形態は各種ありますが、上限 5,000 円/月の適用に際して「駐車料金の1ヶ月間に相当する金額として合理的な方法により計算した金額」で算出する必要があり、支給する会社はその金額の確認が必要となります。また、通勤の為に使用することから、勤務地または通勤経路の交通機関の駅等の近辺の駐車場等が対象であり、自宅近辺の駐車場は対象外になります。自宅近辺の駐車場等を利用してその利用料金を会社が支給しても非課税の対象とはならないので留意ください。

参照:通勤手当の非課税限度額の改正に関する Q&A <https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026tsukin/index.htm>

@ 5 月の予定

- 5 / 1 1 ・ 4 月分源泉所得税
 - ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 6 / 1 ・ 3 月決算法人の確定申告
 - ・ 6, 9, 12 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所

